

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<p>第 5 条 (口座の開設及び取引の適格要件)</p>	<p>2. (9) 金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</p>	<p>2. (9) 金融商品取引法に規程される外務員登録を受けていないこと。</p>
<p>第 8 条 (強制決済)</p>	<p>2. <u>(5) レート又はレートの配信を操作する等弊社システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと弊社が認めた場合。</u> (6) お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規程のうちいずれかの条項の一部でも違反したとき。 (7) お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務 (期限の到来していない債務を含みます。) の支払通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の 80%を上回った場合。 (8) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p>	<p>2. (5) お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規程のうちいずれかの条項の一部でも違反したとき。 (6) お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務 (期限の到来していない債務を含みます。) の支払通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の 80%を上回った場合。 (7) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</p>